

熊本県公報

号外 第8号
平成18年3月15日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 訓 令
○熊本県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) 1

訓 令

熊本県訓令第2号

本庁各部課（総室・室・センター）
各地方出先機関

熊本県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県職員の勤務時間に関する規程（昭和36年熊本県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「前3条」を「第2条から前条まで」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（勤務時間等の特例）

第5条 前3条までの規定にかかわらず、公務の運営上の事情により必要な場合又は特別な事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

